

風致地区内における行為許可の手引

令和 5 年 3 月
館 林 市

風致地区内における行為許可の手引 目 次

1	風致地区制度のあらまし	1
(1)	風致地区とは	1
(2)	許可を要する行為	1
(3)	許可申請について	2
(4)	許可の変更、中止について	2
(5)	許可申請等の手続きの流れ	2
2	許可の基準と審査	3
(1)	建築物の新築、改築、増築又は移転	3
(2)	工作物の新築、改築、増築又は移転	8
(3)	宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	9
(4)	木竹の伐採	10
(5)	土石の類の採取	13
(6)	水面の埋立て又は干拓	14
(7)	建築物等の外装の色彩の変更	15
(8)	屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積	15
(9)	許可にあたっての注意事項	17
3	植栽計画の作成について	18
4	申請書等の記入方法	20
5	風致地区内行為許可標識について	23
6	風致地区内行為許可承継届について	24
7	完了届について	25

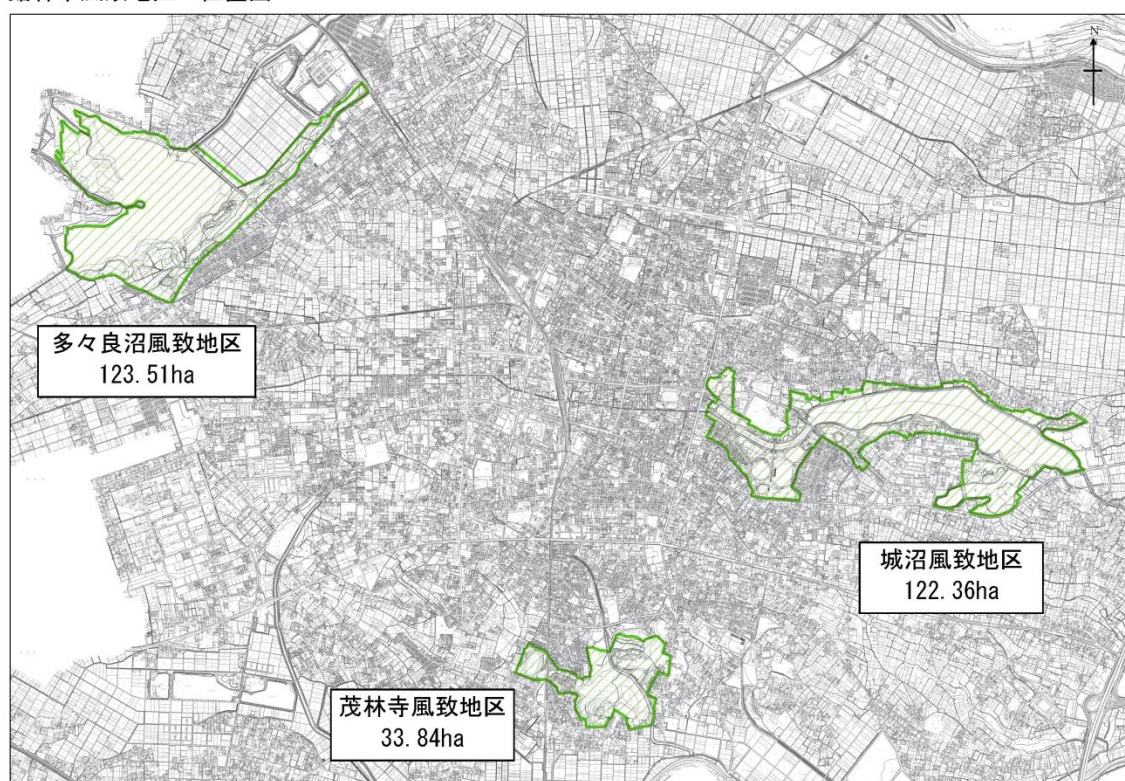
1 風致地区制度のあらまし

(1) 風致地区とは

都市計画法において規定された地域地区のひとつです。風致地区は、緑豊かな生活環境の形成を目指し、その地区内の樹林地、水辺地等の自然的要素に富んだ土地の自然的景観を残していくことを目的としています。

このため、風致地区内において建築物の建築、土地の形質の変更、木竹の伐採などの行為を行う場合は「館林市風致地区内における建築等の規制に係る条例」に基づき市長の許可を要し、一定の範囲内において当該行為を行うことになります。

館林市風致地区 位置図



(2) 許可を要する行為

風致地区内で次の行為をしようとする場合は、あらかじめ市長の許可を受ける必要があります。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築、増築又は移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類の採取
- ⑤水面の埋立て又は干拓
- ⑥建築物等の外装の色彩の変更
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

(3) 許可申請について

風致地区の許可を受ける場合は「館林市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則」（以下「風致規則」という。）に定める様式により、あらかじめ市長あてに申請する必要があります。

(4) 許可の変更、中止について

風致地区内行為の許可を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ、市長に風致地区内行為変更許可申請書を提出し、許可を受けてください。変更の内容によっては届出となる場合もあります。また、許可を受けた事項を中止する場合にも、届出が必要となります。詳細は事前にご相談ください。

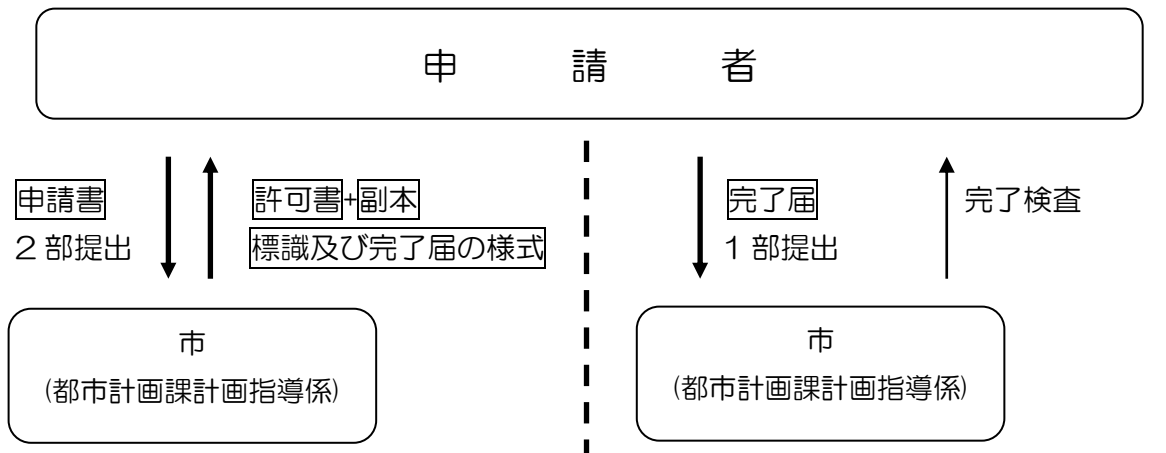
(5) 許可申請等の手続きの流れ

申請を受付けてから許可までに要する期間は概ね2週間です。

建築確認申請は、事前に風致地区内行為の許可が必要となります。

建築確認申請を市役所に提出する場合には、建築確認申請と風致地区内行為の許可申請を同時に提出できますが、民間の確認審査機関に建築確認申請を提出する場合には、風致地区内行為の許可を事前にとる必要があります。

手続きは時間に余裕をもって進めてください。



《変更申請書は申請書の流れと同様》

《中止・承継・変更届は完了届の流れと同様》

2 許可の基準と審査

(1) 建築物の新築、改築、増築又は移転

①対象となる行為

建築物の新築、改築、増築又は移転 (床面積の合計が10㎡を超えるもの)

②許可の基準

区 分	仮設の建築物	地下に設ける建築物	その他の建築物
構 造	容易に移転、又は 除却できるもの	——	——
位置・規模 形態・意匠	周辺地域における 風致と著しく不調 和でないこと	周辺区域における風 致の維持に支障を及 ぼすおそれが少ない こと 地上の露出部分があ るときは、周辺区域 における風致と著し く不調和でないこと	周辺区域における 風致と著しく不調 和でないこと
高 さ	——	——	15メートル以下 (第1種低層住居専 用地域は10m以下)
建 ぺ い 率	——	——	10分の4以下
壁面後退距離 ※	——	——	道路側2メートル以上 その他1メートル以上
植 栽	——	——	新築 緑化率※ 10分の1以上 改築、増築、移転 風致の維持に必要な 植栽を行う

※壁面後退距離とは…

建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離

緑化率とは…

建築物の敷地面積に対する緑地面積

③留意点

仮設の建築物の基準

- (ア) 当該建築物の構造が、容易に移転、除去できるもの。
- (イ) 位置、規模、形態、意匠が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - ・ 仮設建築物とは、設置期間が長期的でないものをさします。

地下に設ける建築物の基準

- (ア) 位置及び規模が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
- (イ) 地上に露出する部分があるときは、当該部分の位置、規模、形態及び意匠が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。
 - ・ 当該土地の地上（表）部分での植栽にあたり、植栽スペースや木竹の生育に支障がないこと。

その他の建築物の基準

(ア) 建築物の高さ

○15メートル以下

- ・ 「建築物の高さ」は、地盤面からの高さを測ります。
- ・ 「地盤面」とは、建築物の周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面をいい、その接する位置の高低差が3mを超える場合においては、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいいます。
- ・ 棟飾（風見鶏、鬼瓦）、防火壁の屋上突出部、避雷針、屋上のパイプの手すりの一部、その他これに類する屋上突出物は高さに算入しません。
- ・ 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓など、用途上屋上突出がやむを得ない部分（以下「塔屋」。）は、塔屋の水平投影面積（建築面積の算定方法により算定する。）の合計が建築面積の1/8以内でその部分の高さが12m（第一種・第二種低層住居専用地域内では5m）までは、高さに算入しません。

(イ) 建ぺい率

○10分の4以下

- ・ 「建築面積」は、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によります。建築物の真上に太陽をおいたときに生じる建築物の下方に投影される影が建築面積です。ただし、次の部分は算入されません。
 - 1) 地階で地盤面上1m以下にある部分。
 - 2) 軒、ひさし、はね出し縁等で、外壁又は柱の中心線から水平距離が1m以上突き出したものがある場合は、その先端から1m後退した線までの部分。

- ・ひとつの敷地に2つ以上の建築物がある場合は、その建築面積の合計が建築面積になります。
- ・「敷地面積」は、敷地の水平投影面積によります。傾斜地の斜面の面積ではありません。ただし、市が指定した4m未満の道路に接する敷地で道路の境界線とみなされる線と道との間の部分は、敷地面積に算入しません。

(ウ) 壁面後退距離 (外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線まで)

○道路側に面する部分 2メートル以上

○その他の部分 1メートル以上

- ・「外壁又はこれに代わる柱の面」とは、外壁や柱の中心線ではなく、壁面や柱面からの距離をいいます。建築面積に算入される部分までの壁面や柱が該当します。ベランダ、バルコニー、屋外階段、庇(ひさし)、戸袋、出窓、開放廊下、ポーチの柱、片持ち屋根の支柱、ウッドデッキ、サンルーム等は建築面積に算入される部分までを含むものとします。

(エ) 緑化率 10分の1以上(新築の場合)

- ・「緑化率」とは、建築物の敷地面積に対する緑地面積をいいます。「緑地面積」とは、既存の良好な木竹が保存され、又は風致の維持に適切な植栽が行われる土地の面積のことです。
- ・緑化率10分の1以上とは、敷地面積の10分の1以上の面積を必要緑地面積とし、当該緑地面積10㎡につき高木1本以上、かつ低木2本以上の植栽をすることです。高木は成木時の高さが5m以上、低木は成木時の高さが1.5m以上の樹木とします。低木には生垣を含みます。植栽時において、高木は1.5m以上、低木は0.5m以上の高さを確保して下さい。
- ・道路から樹木が見えて、家が隠れるような位置に緑地を配置してください。
- ・木の種類の指定はありませんが、土地に定着しないプランターや鉢類、笹、芝生等の地被植物、苔類、池及び庭石は木竹に該当しないものとします。

(オ) 既存の木竹の伐採(改築・増築又は移転の場合)

- ・敷地内に既存し、風致の維持上必要とされる木竹が失われるときは、風致の維持に必要な植栽を行なって下さい。
- ・風致の維持に必要な植栽として、失われた本数と同程度のものを新たに植栽あるいは移植すること。植栽位置については、なるべく道路に面した場所に植えるようにして下さい。

(カ)意匠

○彩度 6 以下

○明度 8 以下（彩度が 1 を超える有彩色に限る）

- ・「意匠」とは、建築物の外壁及び屋根のデザイン（色彩）をいいます。
- ・「風致と著しく不調和でないこと」とは、マンセル表色系（日本工業規格 Z8721）に定める彩度と明度により判断し、「彩度 6 以下」及び「明度 8 以下（彩度が 1 を超える有彩色に限る）」とします。（以下「色彩基準」といいます。）
- ・建築物の外壁で、当該立面の見附面積に対して 10 分の 1 以内であれば、色彩基準を超えてもアクセントカラーとして使用を認めています。
- ・木や石などの自然素材については色彩基準に関わらず使用を認めています。
- ・金属系の素材については光沢を抑えた（つや消し）塗装を施してください（銅板葺きの屋根は使用を認めています）。

【緑化率の解説】

緑化率及び緑地率の算出方法について (建築物の新築、宅地の造成等)

1 用語の定義

緑化率 : 建築物の敷地面積に対する緑地面積の割合。

緑地率 : 宅地の造成等に係る土地の面積に対する緑地面積の割合。

緑地面積 : 木竹が保全され、又は適切な植栽が行われる土地の面積。

2 緑化率・緑地率

共に 10%以上とする。

3 植栽本数（保全分を含む）

① 緑地面積 10 m²につき高木 1 本以上、低木 2 本以上であること。

※高木=成木時の高さが 5m 以上。 低木=成木時の高さが 1.5m 以上。（生垣含む）

② 植栽時において高木は 1.5m 以上、低木は 0.5m 以上の高さを確保すること。

4 緑地面積・植栽本数の算出方法

〈敷地面積が 231 m²・70 坪の場合（敷地面積にはのり面を含む）〉

① 緑地面積（緑化率 10%） 231 m²×1/10=23.1 m²

② 植栽本数 23.1 m²×1/10=2.31 → 高木 3 本以上

23.1 m²×2/10=4.62 → 低木 5 本以上

↑
少数点以下は切り上げ
となります。

5 対象外

① 土地に定着しないプランターや鉢類

② 上記の高木・低木以外の樹木、芝生等の地被植物、苔類、池及び庭石

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2部

○申請書等

申請書 様式第1号

行為内容書 様式第2号（建築物の場合）

植栽内容書 （建築物の新築の場合）

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
配置図 縮尺 1/300 以上	方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における建築物、工作物及び木竹等（既存のものを含む。）の位置並びに申請に係る建築物等と他の建築物等との区分、壁面後退距離（有効寸法）
平面図 縮尺 1/200 以上	申請に係る建築物等と他の建築物等との区分及び建築面積の算出に係る図表
立面図 縮尺 1/200 以上	2面以上（正面、側面等）、外観（着色）、意匠及び建築物等の高さ
植栽計画図 縮尺 1/300 以上	木竹の位置、種類、本数及び高さ

(2) 工作物の新築、改築、増築又は移転

①対象となる行為

新築、改築、増築又は移転に係る部分の高さが1.5メートルを超えるもの。
(ただし、仮設の工作物、地下に設ける工作物、消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台を除く)

②許可の基準 (条例第4条第1項第1号)

位置、規模、形態、意匠が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

③留意点

- ・ 門、塀、フェンス、煙突、広告塔、高架水槽、擁壁、昇降機、ウォータースhoot、飛行塔、鉄柱、鉄塔、サイロ及びコンクリート柱等が対象です。
- ・ 意匠についてはその他の建築物の基準(カ)意匠(P6)を準用します。
- ・ 高さについては条例で数値としての基準はありませんが、建築物の許可基準である15m以下となるようお願いします。しかし、鉄柱、鉄塔、照明塔などは用途によって高さが15mを超える場合があります。この場合も、風致の維持に配慮していただくようお願いします。
- ・ 後退距離については条例で数値としての基準はありませんが、柱又は壁の外側を基準として、建築物の許可基準である道路側に面する部分2メートル以上、その他の部分1メートル以上となるようお願いします。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2部

○申請書等

申請書 様式第1号

行為内容書 様式第5号

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
配置図 縮尺 1/300 以上	方位、敷地境界線、敷地に接する道路の位置及び幅員、敷地内における建築物、工作物及び木竹等(既存のものを含む。)の位置並びに申請に係る建築物等と他の建築物等との区分
平面図 縮尺 1/200 以上	申請に係る建築物等と他の建築物等との区分及び建築面積の算出に係る図表

立面図 縮尺 1/200 以上	2面以上（正面、側面等）、外観（着色）、意匠及び建築物等の高さ
植栽計画図 縮尺 1/300 以上	木竹の位置、種類、本数及び高さ

（3）宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

（以下「宅地の造成等」という。）

①対象となる行為（どちらか1つが当てはまる場合には許可が必要です。）

イ 面積が 10 平方メートルを超える宅地の造成等

ロ 高さが 1.5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う宅地の造成等

②許可の基準（第 4 条第 1 項第 2 号）

区 分	宅 地 の 造 成 等
緑 地 率	10 分の 1 以上
木 竹 の 生 育	当該土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと
1ヘクタールを超える宅地の造成等の場合	高さが 5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと 面積が 1 ヘクタール以上の森林で風致の維持上特に枢要であるとして市長が指定したものの伐採を伴わないこと
1ヘクタール以下の宅地の造成等の場合	高さが 5 メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う場合は、適切な植栽を行う等によって当該のりが、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと

③留意点

- ・緑地率 10 分の 1 については、建築物の新築における緑化率の解説（P6）を参照して下さい。
- ・宅地の造成等の行為後に、周辺の木竹が枯れたりすることがない造成工事や新たな植栽又は移植、既存樹木の保存等を行って下さい。
- ・傾斜地での造成工事の場合には、高いのりや擁壁が造られます。その場合には、のりや擁壁の構造等を風致に配慮した構造にし、なるべく人工的に見えないようなものにして下さい。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2部

○申請書等

申請書 様式第1号

行為内容書 様式第6号

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
付近現況図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線及び等高線
平面図 縮尺 1/200 以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、切土又は盛土をする箇所、法面及び擁壁
縦・横断面図 縮尺 1/600 以上	現況地盤面、設計地盤面並びに法面の高さ、勾配及び保護の方法
計画図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線、区画割（宅地造成の場合に限る。） 植栽計画及び土地利用計画

(4) 木竹の伐採

①対象となる行為

木竹の伐採

ただし、次の行為は除く。

- | |
|-------------------------------------------------------|
| イ 間伐、枝打ち、整枝等の木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採 |
| ロ 枯損した木竹又は倒壊等危険のある木竹の伐採 |
| ハ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採 |
| ニ 仮植した木竹の伐採 |
| ホ 測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採（許可又は協議を要する行為に伴うものの場合を除く。） |

②許可の基準（条例第4条第1項第3号）

次の行為に該当し、かつ区域における風致と著しく不調和とならないこと

ア 建築物等の建築又は宅地の造成等に伴う必要最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林（風致条例に基づき市長が指定する森林を除く。）の皆伐で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

③留意点

- ・伐採後の行為に応じた緑化率又は緑地率等を満たして下さい。
- ・択伐する木竹はなるべく樹齢が長いもの又は巨木でないものとし、その木竹を伐ることによって、風致を損なうおそれが少ないものとして下さい。
- ・伐採後の成林が確実とは、その後、中高木を植える植栽計画が予定されているものとしします。
- ・「森林」は森林法第2条に定義されるものとしします。

緑化率の基準

○建築物の存する敷地及び宅地の造成等に係る土地においては、伐採後の状態が次の基準を満たすこと。

ア 緑化率又は緑地率 10 分の 1 の許可基準で許可を受けた建築物敷地及び宅地の造成等に係る土地の場合、緑化率・緑地率共に 10 分の 1 以上を維持するものとする。

イ 緑化率及び緑地率 10 分の 1 の許可基準適用前に新築した建築物敷地及び宅地の造成等に係る土地の場合。

(ア) 伐採前の建築物の存する敷地又は宅地の造成等に係る土地の緑化率又は緑地率 10 分の 1 以上の場合、緑化率・緑地率共に 10 分の 1 以上を維持するものとする。

(イ) 伐採前の建築物の存する敷地又は宅地の造成等に係る土地の緑化率又は緑地率 10 分の 1 未満の場合、伐採前の緑化率・緑地率を維持するものとする。

ウ 植栽位置については、なるべく道路に面した場所に植えるようにして下さい。

○緑化率及び緑地率 10 分の 1 については、建築物の新築における緑化率の解説 (P6) を参照して下さい。

○緑化率及び緑地率の算定には、樹木（高木に限る）の水平投影面積を用いることができます。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2 部

○申請書等

申請書 様式第 1 号

行為内容書 様式第 7 号

植栽内容書 (建築物の存する敷地及び宅地の造成等に係る土地の場合)

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
付近現況図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線及び等高線
平面図 縮尺 1/200 以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、切土又は盛土をする箇所、法面及び擁壁
計画図 縮尺 1/200 以上	方位、行為地の境界線、区画割（宅地造成の場合に限る。） 植栽計画及び土地利用計画

(5) 土石の類の採取

①対象となる行為

土石の類の採取で、その採取による地形の変更が宅地の造成等の場合と同程度のものであるもの

②許可の基準（条例第4条第1項第4号）

採取の方法が露天掘り（必要な埋戻し又は植栽をすること等により、風致の維持に著しい支障を及ぼすおそれが少ない場合を除く。）でなく、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

③留意点

- ・採取を行うために必要な最小限の面積で、その周辺の樹木等に影響を与えることがないものかを採取方法等で確認し、採取を中止・終了する場合に跡地を以前の状態にするものを許可します。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2部

○申請書等

申請書 様式第1号

行為内容書 様式第8号

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
付近現況図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線及び等高線
平面図 縮尺 1/200 以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、切土又は盛土をする箇所、法面及び擁壁
縦・横断面図 縮尺 1/600 以上	現況地盤面、設計地盤面並びに法面の高さ、勾配及び保護の方法
計画図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線、植栽計画及び土地利用計画

(6) 水面の埋立て又は干拓

①対象となる行為

埋立て又は干拓の面積が 10 平方メートルを超えるもの

②許可の基準 (条例第 4 条第 1 項第 5 号)

- イ 適切な植栽を行うこと等により、行為後の地貌が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないこと
- ロ 当該土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと

③留意点

- ・新たに土地を造るために、土を運んできて水面を埋立て、堤防を築き、中の水を外に排出することを「干拓」といいます。
- ・風致地区の一部となっている湖、沼又は川等での埋立て又は干拓は、必要最小限の面積で、かつ、風致に影響が出ないかを検討し、埋立て又は干拓後は植栽等を行い、新たに造られた土地が見渡せるような状態でないものについて許可します。また、埋立て又は干拓の目的によって、建築物の建築、宅地の造成等の行為の申請があります。それらの申請の許可基準に適合するものを許可します。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2 部

○申請書等

申請書 様式第 1 号

行為内容書 様式第 9 号

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
付近現況図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線及び等高線
平面図 縮尺 1/200 以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、切土又は盛土をする箇所、法面及び擁壁
縦・横断面図 縮尺 1/600 以上	現況地盤面、設計地盤面並びに法面の高さ、勾配及び保護の方法
計画図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線、植栽計画及び土地利用計画

(7) 建築物等の外装の色彩の変更

①対象となる行為

建築物等の外装の色彩の変更

②許可の基準 (条例第4条第1項第6号)

変更後の色彩が当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと

③留意点

- ・意匠についてはその他の建築物の基準(カ)意匠(P6)を準用します。
- ・屋根、壁面、門、塀、煙突、鉄塔、橋、屋外階段、高架水槽等の色彩の変更が該当します。同色による塗り直しは許可不要です。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2部

○申請書等

申請書 様式第1号

行為内容書 様式第10号

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
立面図 縮尺 1/200 以上	2面以上(正面、側面等)、外観(着色)及び意匠

(8) 屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積 (以下「土石等の堆積」という。)

①対象となる行為

イ 堆積の面積が10平方メートルを超えるもの

ロ 堆積の高さが1.5メートルを超えるもの

②許可の基準 (条例第4条第1項第8号)

土石等の堆積が、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと

③留意点

- ・堆積の高さは、周辺に圧迫感を与えない高さで、積む位置は周辺への調和を図るため道路や隣地からある程度距離が離れているものが望ましいです。
- ・遮へい物の色彩はあまり派手な色ではなく周辺の風致に調和するものとしてください。
- ・堆積物の撤去後の跡地の処理方法は適切に行なって下さい。

【参 考】

○「廃棄物」とは

廃棄物処理法では「汚物または不用物であつて、固形状又は液状のもの」と定義されています。つまり、「自分で利用することもできないし、他人に売ることもしないような不用物」のことです。なお、「固形状又は液状」となるので「気体」は除かれます。また、放射性廃棄物のように特別な法律の定めがあるものはその法律の適用を受けます。

○「産業廃棄物」とは

廃棄物のうち、「事業活動に伴って生じる廃棄物」をいいます。つまり、家庭で発生する廃棄物（「一般廃棄物」と呼びます）以外の廃棄物の大半が該当します。

※この場合の「事業活動」には、工業や農林水産業などの生産業のほか、商業、飲食業、運輸業などサービス業も入ります。また、営利事業だけでなく非営利事業も含まれます。

※廃棄物によっては事業活動の内容が限定されているものがあるので、事業活動に伴って生じても産業廃棄物にならない（一般廃棄物となる）場合があります。

④申請に必要な書類

提出書類の部数 2部

○申請書等

申請書 様式第1号

行為内容書 様式第11号

○添付図面

図面の種類	明示すべき事項
全体位置図 縮尺 1/25,000 以上	方位、風致地区の区域及び行為地
位置図 縮尺 1/2,500 以上	方位、行為地、道路及び目標となる地物
現況カラー写真	行為地及びその周辺の状況を表すもの、写真撮影日
付近現況図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線及び等高線
平面図 縮尺 1/200 以上	方位、行為地の境界線、断面の位置、堆積するか所及び遮へい物
縦・横断面図 縮尺 1/600 以上	現況地盤面及び堆積物
計画図 縮尺 1/1,000 以上	方位、行為地の境界線、遮へい物の設置計画、植栽計画及び土地利用計画

(9) 許可にあたっての注意事項

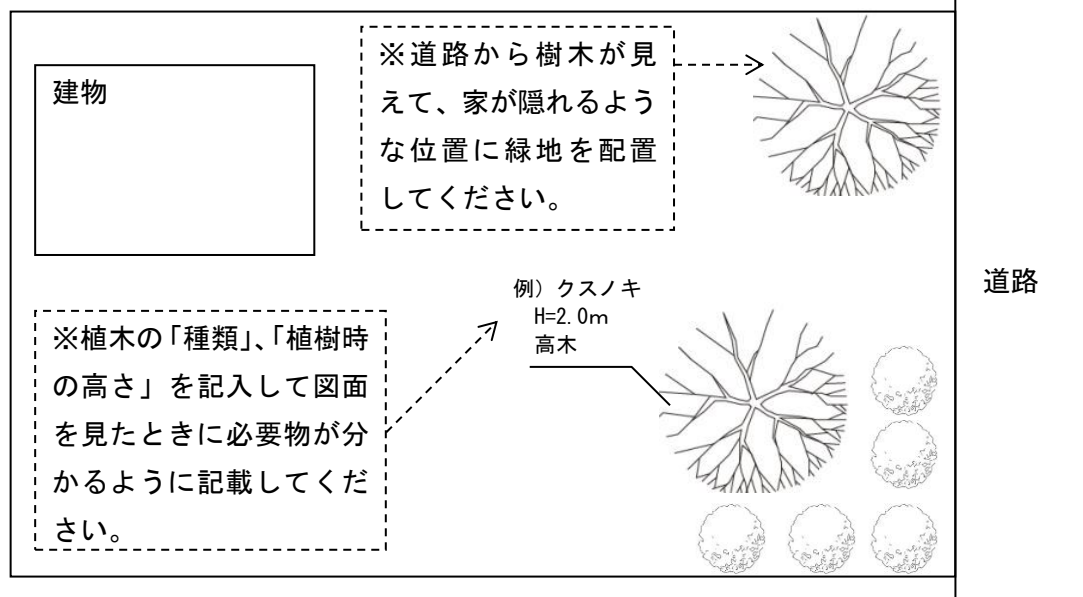
風致条例第2条第2項第12号により前記(1)から(8)の行為に該当する場合であっても、次に掲げる行為については許可を受けることを要しません。

- ① 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ② 建築物の存する敷地内で行う次の行為
 - (ア) 工作物のうち、当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)その他これらに類する工作物の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 高さが5メートルを超えない木竹の伐採(伐採後の当該敷地の状況が第4条第1項第1号ウ(エ)に掲げる基準に適合しない場合を除く。)
- ③ 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業又は有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送(放送法(昭和25年法律第132号)第64条第1項ただし書に規定するラジオ放送をいう。以下同じ。)の業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系のうち高さが15メートル以下であるものの新築(有線電気通信設備を用いて行われるラジオ放送の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)、改築、増築又は移転
- ④ 農林漁業を営むために行う次の行為
 - (ア) 工作物(幅員が2メートルを超える用排水路、農道及び林道の設置を除く。)の新築、改築、増築又は移転
 - (イ) 宅地の造成等(宅地の造成又は土地の開墾を除く。)
 - (ウ) 木竹の伐採(林業を営むため以外の森林の択伐又は皆伐を除く。)

3 植栽計画の作成について

① 植栽計画図について

植栽計画図の作成にあたっては、以下の内容を参考にしてください。
緑化率については、建築物の新築における緑化率の解説（P6）を参照して下さい。



樹木リスト

	高木 (植栽時 1.5m以上、成木時 5m以上)		低木 (植栽時 0.5m以上、成木時 1.5m以上)		
	常緑	落葉	常緑	落葉	生垣
ア行	アラカン アカマツ イチイ イヌマキ	アオキ ^レ アカシ ^テ アベ ^マ キ イチヨウ イロハモミジ ^シ ウメ エコ ^ノ キ エノキ エンジ ^ユ	アオキ アセビ ^レ アベ ^リ ア	アジ ^{サイ} ウツギ ^レ エニシ ^タ ウメモ ^ト キ	アラカン イツツゲ ^レ イヌマキ ウメハ ^{ヤシ}
カ行	カナメチ カヤ クスノキ クロマツ(市の木) ケ ^ツ ケイジ ^ユ コウヤマキ カクレミノ クロカ ^ネ チ	カエ ^テ 類 カキ カツラ カリン クスギ ^レ ケヤキ コナラ コブ ^シ	カンツバ ^キ キョウチクトウ キンカン キンモクセイ クチナシ ゴ ^{ール} ト ^ク エスト	コデ ^{マリ}	カナメチ カラ ^タ
サ行	サカキ シイノキ シュロ シラカン スキ ^レ	サクラ類 サルスベ ^リ サンシュユ シ ^タ レヤナキ ^レ シャラノキ(シャラ) シラカハ ^レ	サザ ^ン カ サツキ サンゴ ^ジ ユ シガ ^シ ラ シャクナゲ ^レ シャリンハ ^イ ジ ^ン チョウゲ ^レ スカイロケツ ソテツ	サンショウ シモツケ サ ^ク ロ	サザ ^ン カ サンゴ ^ジ ユ
タ行	タイサンホ ^ク チャボ ^ヒ ハ ^レ ト ^イ ツトウヒ トウネス ^ミ チ	トウカイ ^テ トチノキ	ツゲ ツツジ ^レ 類 トヘ ^ラ	ト ^ウ ダ ^ン ツツジ ^レ トサミズ ^キ タラノキ	トウネス ^ミ チ ト ^ウ ダ ^ン ツツジ ^レ
ナ行	ニッコウヒバ ^レ	ナンキンハセ ^レ ナツバ ^キ ネムノキ	ナンテン ナツミカン	ナツハセ ^レ ニシキ ^キ	ネス ^ミ チ
ハ行	ヒノキ ヒバ ^レ ヒマヤスキ ^レ ヒ ^ワ	ハクモクレン ヒメシャラ ハナミズ ^キ	ヒイラキ ^レ ナンテン ヒサカキ ヒ ^ラ カンサス	ハキ ^レ ハ ^ラ フヨウ ホ ^ケ ホ ^タ ン	ヒイラキ ^レ モクセイ ヒ ^ラ カンサス フ ^リ ハ ^{ット}
マ行	マキ(イヌマキ) マツ マテバ ^シ イ モッコク モミ モチノキ	メタセコイヤ モミジ ^レ 類 マ ^タ ケ※1 モウソウチク※1	マンリョウ ミカン マサキ	ムクゲ ^レ モクレン モクセイ	マサキ
ヤ行	ヤブ ^ツ バ ^キ ヤマモモ ユス ^リ ハ	ヤマザ ^ク ラ ヤマホ ^ウ シ ヤマモミジ ^レ ユリノキ	ヤツ ^テ ヤマツツジ(市の花)	ヤマブ ^キ	
ラ行		リョウブ ^レ		レンギ ^{ョウ} ライラック ローハ ^イ	

※1 竹類は寿命が短いため、竹林の形態となるものを除き樹木が望ましいです。

※2 このリストにない樹木、リストにある樹木であっても標準的ではない高さの樹木である場合には、個別に回答しますので市にお問合せください。

4 申請書等の記入方法

※各様式は館林市役所ホームページからダウンロードできます。

① 申請書

別記様式第1号（第2条関係）

風致地区内行為許可申請書

〇〇年〇月〇日

館林市長 様

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〇〇 〇〇

電話（〇〇〇〇） 〇〇 — 〇〇〇〇

館林市風致地区内における建築等の規制に関する条例第2条第1項の規定により、風致地区内の行為の許可を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

風致地区の名称	〇〇風致地区				
行 為 地	館林市〇〇町〇〇-〇〇	地 目	〇〇		
許 可 を 受 け る 種 類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の新築・改築・増築・移転 <input checked="" type="checkbox"/> 工作物の新築・改築・増築・移転 <input type="checkbox"/> 宅地の造成・土地の開墾・その他 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て・干拓 <input type="checkbox"/> 建築物等の外装の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積				
着 手 ・ 完 了 予 定 年 月 日	着 手	〇〇年〇月〇日	完 了	〇〇年〇月〇日	
他の法令による許可の要否	要・否	許認可の名称		許認可の有無及び年月日	有 無 年 月 日 第 号
その他参考となるべき事項	開発許可等がある場合には、ご記入ください。				
※ 受 付					

注1 2種類以上の許可を要する行為を同時に行うとき又は引き続き他の許可を要する行為を行うときは、「許可を受けようとする行為の種類」の項にこれらの行為を併記して必要な書類（重複するものを除く。）を添付して申請すること。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

2 申請者は、※印の欄に記入しないこと。

② 行為内容書 例) 建築物の場合

別記様式第2号 (第2条関係)

行 為 内 容 書

(建築物の場合)

敷 地 面 積		○○ 平方メートル				
建 築 面 積	申請	○○ 平方メートル	既存	○○ 平方メートル	合計	○○ 平方メートル
	延 床 面 積	○○ 平方メートル	既存	○○ 平方メートル	合計	○○ 平方メートル
建 ぺ い 率		○○ パーセント				
壁 面 後 退 距 離	道路	申請	○○ メートル	既存		
	隣地	申請	○○ メートル	既存	メートル	
高 さ		申請	○○ メートル	既存	メートル	
地 盤 面 の 高 低 差		申請	○○ メートル	既存	メートル	
階 数		地下		階	地上	○ 階
用 途		住宅 店舗 工場 倉庫 併用() その他()				
構 造		木造 石造 鉄骨造 ブロック造 鉄筋コンクリート造 その他()				
仕上材料と色 彩	屋根	カラーガルバリウム鋼板立平葺 グレー色 (マンセル値 5Y7/0.5)				
	外壁	窯業系サイディング クリーム色 (マンセル値 5Y8.5/1.5)				
塀材料と色彩		アルミ製 ライトグレー色 (マンセル値 5Y7.5/1)				
概 要						

配置図に後退距離を記載してください。

色彩見本、カタログ、またはマンセル値等を参考資料として添付、記載等お願いします。

③ 植栽内容書

建築物の新築、宅地の造成等、木竹の伐採（建築物の存する敷地内及び宅地の造成等に係る土地内）の申請時には、植栽内容書を添付してください。

植栽内容書											
既存の木竹の有無、状況及び取扱い											
✓	敷地面積		○○○ m ²								
	緑化率		○○ %								
	緑地面積		○○ m ² [敷地面積×緑化率/100]								
	建築物の敷地内	必要植栽本数	高木	算式	(緑地面積)	○○m ² × 1/10 =	○.○	本数	→	○	本
低木			算式	(緑地面積)	○○m ² × 2/10 =	○.○	本数	→	○	本	
本数	植栽計画本数	高木	新植	○○	本	既存	○○	本	合計	○○	本
		低木	新植	○○	本	既存	○○	本	合計	○○	本
□	形質変更面積		m ²								
	緑地率		%								
	緑地面積		m ² [形質変更面積×緑地率/100]								
	宅地の造成等土地内	必要植栽本数	高木	算式	(緑地面積)	m ² × 1/10 =		本数			本
低木			算式	(緑地面積)	m ² × 2/10 =		本数			本	
本数	植栽計画本数	高木	新植		本	既存		本	合計		本
		低木	新植		本	既存		本	合計		本
植栽の予定期間			着手	○○年○月○日							
			完了	○○年○月○日							
備考											

基準以上となるように
ご注意ください。

小数点第1位まで
ご記入ください。

小数点以下切り上げ
となります。

5 風致地区内行為許可標識について

許可を受けた方は風致地区条例施行規則第6条の規定により、当該行為の期間中は、当該許可に係る行為を行う場所の見やすい箇所に風致地区内行為許可標識（別記様式第15号）を表示してください。

別記様式第15号（第6条関係）

風致地区内行為許可標識		
許可年月日 及び許可番号	年 月 日 館市発第 号	
風致地区の名称	風致地区	
許可を 受けた者	住所	
	氏名	
行為地		
行為の種類		
行為の期間	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
工事施工者	住所	
	氏名	

注) 標識の大きさは、縦25センチメートル以上、横35センチメートル以上とします。

6 風致地区内行為許可承継届について

許可を受けた方は風致地区条例施行規則第7条の規定により土地・建物に相続や所有権移転が発生する場合、すみやかに風致地区内行為許可承継届を提出する必要があります。「風致地区内行為許可承継届」と承継内容が確認できる書類（契約書や登記事項証明書等）を1部ご提出ください。

〈承継届記入例〉

別記様式第16号（第7条関係）

風致地区内行為許可承継届

〇〇年〇月〇日

館林市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇 〇〇

電話（〇〇〇〇） 〇〇 - 〇〇〇〇

館林市風致地区内における建築等の規制に関する条例（風致地区条例）第〇条第〇項第〇号に基づき、関係書

許可書に記載されている許可番号です。

許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇日	館市発第 号
許可を受けた者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	(株)〇〇建設 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 電話（〇〇〇〇） 〇〇 - 〇〇〇〇	
風致地区の名称	〇〇風致地区	
行為地	館林市〇〇町〇〇-〇〇	
許可を受けた行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の新築・改築・増築・移転 <input type="checkbox"/> 工作物の新築・改築・増築・移転 <input type="checkbox"/> 宅地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て・干拓 <input type="checkbox"/> 建築物等の外装の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積	
承継年月日	〇〇年〇月〇日	
承継の理由	〇〇〇〇〇〇〇〇〇のため	
承継時の状況	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
その他		
※ 受付		

注1 承継内容がわかる関係図書を添付すること。
 2 ※印の欄に記入しないこと。

承継内容が確認できる契約書の写しや登記事項証明書の写し等を添付してください。

7 完了届について

許可を受けた方は風致地区条例施行規則第9条の規定により行為完了後すみやかに風致地区内行為完了届を提出する必要があります。「風致地区内行為完了届」と完了後のカラー写真を1部ご提出ください。

完了届を受理した場合、完了検査がありますので、ご協力をお願い致します。

〈完了届記入例〉

別記様式第18号（第9条関係）

風致地区内行為完了届

〇〇年〇月〇日

館林市長 様

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

〇〇 〇〇

電話（〇〇〇〇） 〇〇 - 〇〇〇〇

館林市風致地区内における建築等の規制に関する条例
 おり許可に係る行為の完了について、関係書類を添え

許可書に記載されている許可番号です。

許可年月日 及び許可番号	〇〇年〇月〇日	館市発第	号
風致地区の名称	〇〇風致地区		
行為地	館林市〇〇町〇〇-〇〇		
許可を受けた 行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の新築・改築・増築・移転 <input type="checkbox"/> 工作物の新築・改築・増築・移転 <input type="checkbox"/> 宅地の造成・土地の開墾・その他土地の形質の変更 <input type="checkbox"/> 木竹の伐採 <input type="checkbox"/> 土石の類の採取 <input type="checkbox"/> 水面の埋立て・干拓 <input type="checkbox"/> 建築物等の外装の色彩の変更 <input type="checkbox"/> 屋外における土石・廃棄物・再生資源の堆積		
行為の期間	着手	〇〇年〇月〇日	
	完了	〇〇年〇月〇日	
工事施工者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）	(株)〇〇建設 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇 電話（〇〇〇〇） 〇〇 - 〇〇〇〇		
その他			
※ 受付			

屋根、壁、塀などの色彩、
植栽の様子が見えるような写真を添付してください。

注1 完了後のカラー写真を添付すること。
 2 ※印の欄に記入しないこと。